

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知） 別紙「中国向け輸出水産食品の取扱要領」 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(作成日)平成25年10月17日 (最終改正日)平成29年3月17日</p> <p>1. ～ 7. (略)</p> <p>8. 衛生証明書の発行手続 (1) 衛生証明書の発行申請 輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、別添6の官能検査基準に適合することを確認した上で、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を取扱う登録施設を所管する衛生証明書発行機関宛てに、別紙様式8-1、別紙様式9-1 (Country of Production及びI. について記入したもの) 及び別紙様式9-2 (複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。) を提出し、衛生証明書の発行を申請すること。下線部の記載に当たっては、別添3に示す事項に留意すること。 なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)による申請を行う場合にあつては、別添4によるものとする。 また、生鮮品の輸出など、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に衛生証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。 (略) (2) ～ (5) (略)</p> <p>9. (略)</p>	<p>(作成日)平成25年10月17日 (最終改正日)平成29年1月26日</p> <p>1. ～ 7. (略)</p> <p>8. 衛生証明書の発行手続 (1) 衛生証明書の発行申請 輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、別添6の官能検査基準に適合することを確認した上で、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を取扱う登録施設を所管する衛生証明書発行機関宛てに、別紙様式8-1、別紙様式9-1 (Country of Production及びI. について記入したもの) 及び別紙様式9-2 (複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。) を提出し、衛生証明書の発行を申請すること。下線部の記載に当たっては、別添3に示す事項に留意すること。 なお、電子メールによる申請を行う場合にあつては、別添4によるものとする。 また、生鮮品の輸出など、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に衛生証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。 (略) (2) ～ (5) (略)</p> <p>9. (略)</p>
(別添1) ～ (別添3) (略)	(別添1) ～ (別添3) (略)
(別添4) 電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続	(別添4) 電子メールによる衛生証明書の発行申請手続

- 1 -

<p>1. 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) 電子メールにより発行申請を行う場合 輸出者は、別紙様式12に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書等を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。 (2) NACCSにより発行申請を行う場合 輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</p> <p>2. 衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、電子メール又はNACCSを利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を所定の証明書発行機関宛てに提出すること(その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない)。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であつて、1.(1)の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)</p>	<p>1. 輸出計画書の提出 輸出者は、別紙様式12に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書等を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。 (新設)</p> <p>2. 衛生証明書の発行申請 輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、所定の証明書発行機関宛てに送付すること(その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない)。なお、1.の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあつては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)</p>
(別添5) ～ (別添7) (略)	(別添5) ～ (別添7) (略)
(別紙様式1) ～ (別紙様式12) (略)	(別紙様式1) ～ (別紙様式12) (略)

- 2 -

改正後	現行
<p>(作成日)平成23年6月7日 (最終改正日)平成29年3月17日</p> <p>1. ～ 7. (略)</p> <p>8. 証明書の発行手続 (1) 輸出者は、輸出しようとする冷凍魚類頭部等を最終的に処理した登録施設を所管する地方厚生局に、別紙様式4(添付書類を含む。)及び別紙様式5(1. について記入したもの)を提出し、証明書の発行を申請する。この場合、別紙様式5のコンテナ番号及びシール番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第別途届出を行うこと。 なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)による申請を行う場合にあっては、別添3によるものとする。 また、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続きを円滑に行うため、事前に地方厚生局に相談するなど連携を図ること。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>9. ・ 10. (略)</p>	<p>(作成日)平成23年6月7日 (最終改正日)平成28年6月3日</p> <p>1. ～ 7. (略)</p> <p>8. 証明書の発行手続 (1) 輸出者は、輸出しようとする冷凍魚類頭部等を最終的に処理した登録施設を所管する地方厚生局に、別紙様式4(添付書類を含む。)及び別紙様式5(1. について記入したもの)を提出し、証明書の発行を申請する。この場合、別紙様式5のコンテナ番号及びシール番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第別途届出を行うこと。 なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添3によるものとする。 また、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続きを円滑に行うため、事前に地方厚生局に相談するなど連携を図ること。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>9. ・ 10. (略)</p>
(別添1)・(別添2) (略)	(別添1)・(別添2) (略)
<p>(別添3)</p> <p>電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) 電子メールにより発行申請を行う場合 輸出者は、別紙様式6に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。</p>	<p>(別添3)</p> <p>電子メールによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. 輸出計画書の提出 輸出者は、別紙様式6に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。</p>

<p>① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</p> <p>② 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。</p> <p>③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数量重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。</p> <p>(2) NACCSにより発行申請を行う場合 輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</p> <p>2. 証明書の発行申請手続 輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、電子メール又はNACCSを利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を所定の証明書発行機関宛てに提出すること(その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない)。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1. (1)の食品輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)</p>	<p>(1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</p> <p>(2) 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書等が発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。</p> <p>(3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数量重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (新設)</p> <p>2. 衛生証明書の発行申請 輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、所定の証明書発行機関宛てに送付すること(その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない)。なお、1. の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)</p>
(別添4) (略)	(別添4) (略)
(別紙様式1)～(別紙様式6) (略)	(別紙様式1)～(別紙様式6) (略)